

会社更生手続において、債権者が優先的に回収ができる場合

前回、会社更生手続について説明があり、一般の債権だけでなく担保権の行使も制限されるとのことでしたが、「共益債権」については優先的に弁済を受けることができると聞きました。この共益債権とはどのようなものなのでしょうか。また、更生会社に対して債権を有している場合に相殺はできないのでしょうか。

1 共益債権

・ 共益債権とは

共益債権とは、主としてすべての利害関係人の共同の利益のために要した費用を内容とする請求権をいい、更生債権や更生担保権に比べて優先的に取り扱われるものです。

共益債権として認められる債権については、会社更生法（以下会社更生法については「法」といいます）において主に以下のようなものが定められています。

① 法 1 2 7 条の定める請求権

法 1 2 7 条は、更生手続開始後に生じた各種債権や、更生手続上必要となる費用（更生手続開始申立手数料、開始決定の公告・送達のコスト、期日の呼出し・公告のコスト、管財人、保全管理人等に支払うべき報酬）などを共益債権と定めています。

② 保全管理人の借入れによる請求権（法 1 2 8 条）

保全管理命令がなされた後、更生手続開始前に、保全管理人が更生会社の事業の維持のため、借入れ（いわゆる DIP ファイナンス）を行う場合がありますが、このような借入れによる請求権は、法 1 2 8 条に基づいて共益債権となります。

仮に、保全管理人の選任がなく、会社自身が資金の借入れ、原材料の購入その他開始前会社の事業の継続に欠くことのできない行為をする場合、このような行為によって生じた相手方の請求権は、裁判所の許可を得て、共益債権となる場合があります（法 1 2 8 条 2 項）。

③ 使用人の給料等の請求権

a 労働債権

更生手続開始前 6 か月間の使用人の給料は共益債権となります（法 1 3 0 条 1 項）。これに対し、6 か月分を超える給料の請求権は全額について優先的更生債権となり、更生計画の中で優先的に配当がなされるにとどまります（法 1 6 8 条 1 項 2 号、民法 3 0 6 条 2 号）。

b 退職金請求権

更生計画認可決定前に退職した使用人の退職手当請求権は、退職前 6 か月間の給料の総額に相当する額又はその退職手当の額の 3 分の 1 に相当する額のいずれが多い額が共益債権となり（法 1 3 0 条 2 項）、これを超える部分は優先的更生債権となります。

ただし、会社都合による退職の場合は、事業を継続する上での費用として、退職金全額が共益債権となると解されます（法 1 2 7 条 2 号）。

c 預り金の返還請求権

更生手続開始前の原因に基づいて生じた使用人の預り金返還請求権のうち、更生手続開始前6か月間の給料の総額に相当する額又は預り金の額の3分の1に相当する額のいずれか多い額は共益債権となり（法130条5項）、これを超える部分は更生債権となります。

④ 双方未履行の双務契約

双務契約について、更生会社及びその相手方が更生手続開始の時ににおいてともにまだその履行を完了していないときは、管財人は、契約の解除をし、又は更生会社の債務を履行して相手方の債務の履行を請求することができますが（法61条1項）、これとの関係で共益債権が生じることがあります。

a 管財人が履行を選択した場合

管財人が履行を選択した場合、相手方が有する請求権は、共益債権となります（法61条4項）。

b 管財人が解除を選択した場合

管財人が解除した場合において、更生会社の受けた反対給付が更生会社財産中に現存するときは相手方はその返還を請求することができますし、現存しないときはその価額の償還を請求することができますが、その請求権はいずれも共益債権となります。なお、相手方の損害賠償請求権は更生債権となります（法61条5項、破産法54条）。

c 継続的供給契約

更生会社に対して継続的給付の業務を負う双務契約の相手方が、更生手続開始の申立て後、更生手続開始前にした給付に係る請求権（一定期間ごとに債権額を算定すべき継続的給付については、申立ての日の属する期間内の給付に係る請求権を含む。）は、共益債権となります（法62条2項）。

電力、ガス、水道等の継続的給付契約では、更生手続開始の申立てがあっても直ちに給付を停止することができないことが多いことから、直ちに停止することのできる一般債権者との衡平上、共益債権とされたものです。

・ 共益債権の取扱い

① 共益債権は、更生債権のように債権の届出を必要とせず、その履行期に応じて、共益債権者からの請求により随時弁済されます（法132条1項）。

なお、実務上は、ほとんどの事件において、共益債権の承認は裁判所の要許可事項とされており（法72条2項8号）、この場合に、裁判所の許可を得ないでした承認及び弁済は、原則として無効とされます（法72条3項）。

② また、共益債権は、更生債権及び更生担保権に先立って弁済されます（法132条2項）。

会社財産をもってしても共益債権全額を弁済することができない場合、実体法上の優先権の如何を問わず、債権額の割合に応じて弁済されることとなります（法133条1項本文）。その場合、共益債権について存する留置権等の担保権の効力は維持されます（法133条1項ただし書）。

③ 更生会社において更生手続が不成功に終わり（更生計画不認可等）、破産手続に移行した場合（法252条1項本文、法254条1項1号、法254条1項4号）、

更生債権は破産債権として取り扱われるのに対し、共益債権は財団債権となり、破産手続内でも優先的に弁済されることとなります（法２５４条６項）。

2 更生手続と相殺

・ 相殺の制限

法４７条１項は、更生手続開始後は、更生債権については更生計画の定めるところによらなければ、弁済をし、弁済を受け、その他これを消滅させる行為（免除を除く）をすることができないことを定めています。

したがって、更生債権を用いた相殺は原則として許されませんが、例外的に、更生債権者が更生手続開始当時に更生会社に対して債務を負担している場合に、更生債権等を自働債権とする相殺を行うことが認められています（相殺権、法４８条１項）。

ただし、その場合であっても、債権届出期間の満了前に相殺適状となった場合に、当該債権届出期間内に限って相殺できるものとされ、相殺の要件及び行使時期が限定されていますので、注意が必要です。

・ 相殺禁止

①更生手続開始後に更生会社に対し負担した債務、②支払不能になった後に、そのことを知って、専ら相殺に供する目的で負担した債務、③支払停止後に、そのことを知って、更生会社に対し負担した債務、④更生手続開始の申立て等があった後に、そのことを知って、更生会社に対し負担した債務等は、相殺に対する正当な期待が認められないため、原則として相殺することができません。

また、同様に、①更生手続開始後に他人から取得した更生債権、②支払不能になった後に、そのことを知って、他人から取得した更生債権、③支払停止後に、そのことを知って、他人から取得した更生債権、④更生手続開始の申立て等があった後に、そのことを知って、他人から取得した更生債権等についても、相殺に対する正当な期待が認められないため、原則として相殺することができません。

これらの相殺禁止に関する規定は、破産法、民事再生法等と同趣旨のものです。